

新政レポート

vol. 16

令和3年8月12日

発行元

舞鶴市議会
新政クラブ議員団
責任者/幹事長 鯛 慶一

舞鶴市議会日本共産党 議員団に対する 問責決議案を可決！



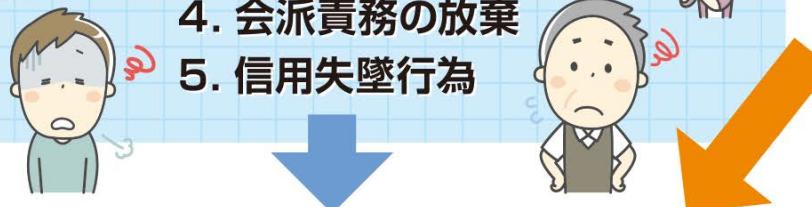
舞鶴市議会は、市民の負託に応えることを目的に様々な議会改革に取組んできた。今後も引き続き議会改革の取組みを進めていく不断の努力が必要となっており、取組みを進めるためには

合議による議決は遵守されなければならない。そのような中、舞鶴市議会日本共産党議員団は、令和3年3月8日に開催された議会活性化特別委員会で議決した議員活動の見える化に関する調査に対し、後日になって協力しないと意思表明した。

また、令和3年4月5日に開催された各派幹事会において、議長から改めて協力することをお願いし、当該議員団を除く全ての会派から議決結果に対して協力を求める旨の発言があり、議会として取組むことについて再度、確認されたにもかかわらず、締切日である令和3年5月1日を経過しても調査報告を行っていない。このことは、以下の理由により到底、看過することはできず、今回の言動を断じて認めるわけにはいかない。

問責 決議案 要旨

1. 地方議会の否定
2. 舞鶴市議会基本条例の趣旨に反する行為
3. 議会品位の低下
4. 会派責務の放棄
5. 信用失墜行為



6月定例会初日、議事日程第6、決議第1号として提出され、提案説明、質疑・除斥対象者による発言、質疑、討論の後、出席議員全員により採決され可決した。

問責決議案提出者(賛同者)及び採決結果

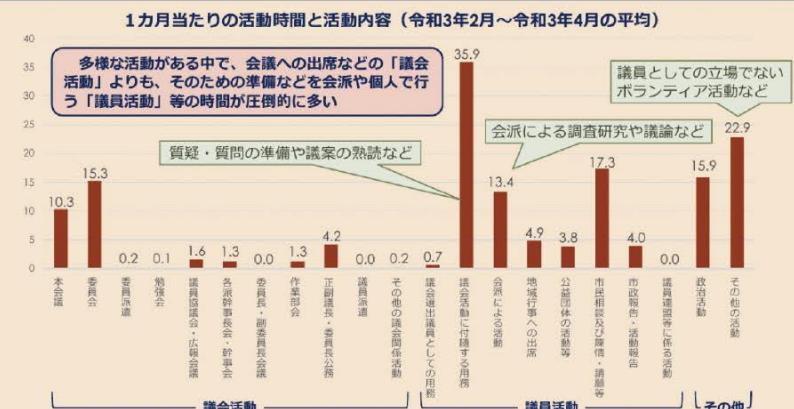
会派	人数	結果							
新政クラブ議員団	7名	● ● ● ● ● ● ●	7名	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	7名				
創政クラブ議員団	7名	議長 ● ● ● ● ●	4名	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	6名				
公明党議員団	4名								0名
日本共産党議員団	4名	除斥 (地方自治法第117条に基づく)							
市民クラブ舞鶴議員団	3名								0名
		○ ○ ○							3名
会派に所属しない議員	1名								0名
		○							1名

● 問責決議案提出者(賛同者) ○ 問責決議案に対する賛成者

可決
21名

▼市民に議員の仕事の見える化した資料

舞鶴市議会議員の活動



この資料作成のための、活動報告書を
期限までに提出しなかった

※「まいづる市議会だより No.176」P25参照ください。

新政クラブ議員団の思い

人口減少等を鑑み、市民に議員の活動を可視化したうえで議員の質の向上と共に、時代の要請に基づく必要な議員定数として適切な結論を導き出したい。会派意見としては、現在のところ議員定数「2減」が相応しいとして検討している。

市民との意見交換会

参加者 市内8団体から各代表2名と
舞鶴市議会議員全員



日時 6月25日金・26日土

時間 19:00~21:00

場所 市役所4F 議員協議会室

テーマ 議員定数について

市内の各種団体からお越しいただいた皆様と議員定数に関する意見交換を行いました。ご参加いただいた皆様からのご意見は、議員定数について「削減」と「現状維持」がおおむね半数ずつでした。

「削減」の理由としては、人口減少や財政面などが挙げられ、「現状維持」の理由としては、議会のチェック機能の低下に対する懸念や現在の議員の人数で人口が減らないように努力すべきなどの意見がありました。

皆様からいただいた意見も踏まえてさらに議員同士で議論を深め、本年11月には議会として責任ある結論を導き出します。



舞鶴市議会
ホームページ

※「まいづる市議会だより No.176」P26参照ください。

問責決議とは…

国や地方自治体の議会において、政治任用職にある者または議会の役員の責任を問うことを内容として行われ、さらに議会が看過できず責任を問う必要があると判断した場合に行なわれる決議。

今回の舞鶴市議会の問責決議は、既に合意形成した決議事項に従わない日本共産党議員団4名に対しての行動の責任を問うものである。舞鶴市議会では、昭和63年10月に出されて以来である。

舞鶴市議会 日本共産党議員団に対する問責決議(案)への討論

田畠
篤子

決議第1号 舞鶴市議会日本共産党議員団に対する問責決議(案)に「賛成」の立場で討論する。一言でいえば、舞鶴市議会議員としての、恥を知りなさい!同じ舞鶴市議会に籍を置く議員として、恥ずかしい事情けない。これが、見習うべき何期も務められた先輩議員の背中ですか!

約束ごとを守れない人間が、議員職であって良いはずがない。議員全員で決めたことを、後から自己の解釈で「あの時、自分は納得してなかったからしない!」「賛成多数でも個人の判断に委ねるべき」等、子どもにもわかる反則行為である。

問責決議(案)に「賛成」の理由は、ただ一つ。「決まったことを守らなかった」ということ。今回の議員活動記録に関しては、提出期限も指定され、特にデーター管理に関しては細心の注意と厳重な取り決めも協議してきた。その上の3月8日の採決であり全員合意である。この合意による採決という事実の下で、出すべき活動記録を期限内に提出せず、「もともと合意形成していない」との解釈はありえない。

議員自らが決定した事項を議員自らが従わない行為は、市民の負託を受けた議員のなすべきことではない。市民の議員たる姿勢への信頼を大きく損なうものであり市民への裏切り行為である。「皆が賛成しても私は嫌だったんだ。だから決定したとしても従わない。私はやりたくない」なんて通用するはずがない。地方自治法や議会基本条例が要請する議員活動の原則からも大きく逸脱し議会の品位も大きく損なっていることには間違い事実である。これを許してしまうなら舞鶴市議会が問わされることとなる。再三の謝罪と協力への機会を与えられたにも関わらず、従わないこのような議員団には、到底今後の議会活動にも関わって頂きたくない旨をここに示し、舞鶴市議会日本共産党議員団に対する問責決議(案)に賛成とする。

鯛
慶一

舞鶴市議会日本共産党議員団は議会活動の見える化に関する調査に対し、議会活性化特別委員会での議決事項を後日協力しないと意思表明をした。

正しい議会運営を導くために議長が再三の協力を要請したが、5月21日に開催した議員協議会や、弁明の内容、質疑においても提出を拒否した理由を述べられるばかりで全くの反省が見られない。日本共産党議員団の行動は議会の合議制を理解しているとは到底思えない。

26名の議員は色々な立場で市民の負託を受け活動をしている。その議員が集まり、議会として運営を行う為、一定、方向性が出るまで充分な議論を行い、決定した事項は全員がその事案に対し履行すべきものが議会運営である。

しかし議会活性化特別委員会にて決定した事案を後日覆した行為は議会制民主主義の根底を覆す行為である。舞鶴市議会は簡単に多数決で決定するのではなく、最後まで合意形成を図る努力をし、納得の上で合意する良き伝統がある。決定した案件は、全議員が取り組み、市民福祉の向上のために頑張ってきた。しかし、今回の行動は舞鶴市議会の歴史を完全に崩壊させた。

私たち舞鶴市議会議員は、自らの手で舞鶴市議会基本条例を策定し、その策定時には日本共産党議員団も入っており、その内容も理解し議決に至ったものと認識していた。策定後は、基本条例を遵守し、議員規範に従った活動を行う事は当然のことであるにもかかわらず、議決事項を簡単に翻した。

議決事項を守らないこの事件は、日本全国の議会でも例はなく、国内の多くの議員から「何を考えているんだ」と言う意見も出ている。

舞鶴市議会日本共産党議員団だけの問題ではなく、舞鶴市議会の品位を著しく低下させた事件であることから、問責決議案に賛成の討論とする。

眞下
隆史

決議第1号に賛成する。日本国は民主主義によって運営され舞鶴市議会も当然「議会制民主主義」に基づいて議会運営がなされている。まずは基本を述べたが「議会内部の審議」についても同様であり、議決された案件については対象者である私たちは議決内容を遵守しなければならない。

議会のみならず、社会のルールを皆さんも守っていただいている至極当然の行動に反し、舞鶴市議会日本共産党議員団4名の行動は、議決後になってから議決内容に参加しないと表明し、現実に議員活動記録の調査に参加しない「当たり前のこと」をタダやらない」といった、基本中の基本を問うのみの審議である。

慣例として、議会内の審議は挙手による採決ではなく簡易採決によって決することを重きに置き、議会内の運営がなされているがその理由は、人数の多い大きな会派が何もかも挙手による採決をするのではなく、少数会派の意見をしっかりと聞き取った上で合意点を目指した議論のもと理解を得たうえで簡易採決し、議決後は全員の協力で運営していくことである。

新聞報道にて「概ね合意は議会内の合意とは認めない」との発言に失望した。会議の中では、参加した委員・傍聴した委員も含めた全ての議員が、委員長の「取り組むことでよろしいですか」の問い合わせに「反対」はなかったと理解し、後日議事録を確認した判断も簡易採決がされている事実がありながら、その数日後になり「反対だと主張したことと認めようとしなかったことは、合議制を無視した身勝手極まりない言動であること、議会内だけの恥ずかしい無駄な時間の多くの時間を費やした事実を決して許すわけにはいかず、今回提出の問責決議(案)に賛成する。

上野
修身

決議第1号、日本共産党議員団に対する問責決議に賛成の立場で討論する。

今年の1月6日の議会活性化特別委員会において、委員長(議長)から「本年はこの委員会において、舞鶴市議会の議員定数・議員報酬について議論をしていく。」

また、1月21日の委員会では、「舞鶴市議会基本条例に、定数・報酬の改正にあたっては、市を取り巻く現状、課題、将来の予測、及び展望を考慮するとともに、市民等の意見を参考にすると定めている。これを基本に、十分議論する必要がある。」と。その委員会の席では各会派とも、市民の皆さんとの声を聞くというのは大変重要なことであると。結果、2月5日に議員活動の見える化のため、どのような活動をどれくらいしているのか委員長(案)として、実施内容・スケジュール等が示され、全議員に協力を要請された。その後3月8日の委員会では、委員長から「おおむね合意が得られたということで了承願ったと捉えこの委員長(案)で進めていきます。」と、決定された。

しかし、5月21日の議員協議会の席で議長から「再三提出をお願いしたにも関わらず日本共産党議員団の4人の議員が未提出のままである。議会として決定したことには協力しない」ということが認められるなら、その合意形成の過程も意味がなくなる」と。

今回、3月8日に開かれた議会活性化特別委員会において、合議、決定された事項について日本共産党議員団の4人だけが、決定に従わなかった。舞鶴市議会として、このような前例を認めてはならないし、今後の議会運営において大きな課題であると考える。

日本共産党議員団に対して、今期定例会中に猛省を促すとともに、市民に見える形に改めて頂くよう申し述べ討論とする。

議会活性化特別委員会で決定した決議事項(議員の活動量調査)

令和元年12月～令和2年2月と
令和3年2月～4月の実際の議員の活動を記入

日本共産党議員団4名未提出

問責決議

6月2日 定例会初日 決議を可決

6月29日 定例会最終日 謝罪

5月21日(金) 議員協議会での日本共産党議員団の弁明

- 議論の中で賛成多数で決められても日本共産党議員団として対応したい。
- 賛成多数で決まったら協力せよということであるが個人の判断に委ねるもの。そこまで拘束はかけられない。
- 活動調査は最終的には個々の議員の判断に委ねる。議会の決定だからということでは納得できない。
- 決まったものは大きなものにまかれていいとは理解できない。 etc…

会議という合議体での合意形成であり従うべきことである!

問責決議を受け止め調査票を提出。不十分な認識や解釈により議会を混乱させたことについてはお詫びいたします。今後十分な審議が尽くされ議決された案件については誠実に決定に従い議会の活性化に向け不断の努力をしていく決意です。

6月 定例会

会期
(28日間) 6月2日~29日

○令和3年度一般会計補正予算(第4号)

総額3億2,831万円を可決

○追加議案 令和3年度一般会計補正予算(第5号)

8,460万円を可決



◆市長から提案された令和3年度一般会計補正予算のほか、条例の一部改正などの20議案を審議し、いずれも原案の通り承認・可決・同意した。

議会提案の議案は、委員会提案として委員会条例や会議規則の一部改正、委員定数の変更の3件を可決した。

また、議員提案の決議1件を可決するとともに、2件の意見書については1件を否決し1件を可決した。

一般質問

田畠 篤子



1. 新型コロナワイルスワクチン接種について

【質問】今後の64歳以下の接種側の体制について問う。

- (1)打ち手を増やす為に、看護師活用を提案するがいかがか。その場合、看護師の時間単価の増額はあるか。
- (2)薬剤師・歯科医師の人材活用のお考えはあるか。
- (3)厚生労働省は、コロナワクチン接種業務に従事した看護師に就業準備金3万円の給付を決定した。当市の雇用看護師は、該当しないが対応はあるか。

【答弁】経験を積んだ看護師は、円滑な接種に有効である。接種という新たな業務なので増額を検討している。薬剤師には薬剤充填業務を、歯科医師には打ち手として調整し円滑な接種につなげたい。公募での看護師の皆様には、使命感を持って業務を担って頂いており、そのお気持ちに応えるためにも市独自の手当を支給する。

一般質問

鯛 慶一



消防機能、免許制度について

【質問】平成19年6月及び平成29年3月に道路交通法が改正され、普通免許で運転できる車両の範囲が狭まり、車両総重量、3.5t未満、最大積載量2t未満になった。その対応策として新たに準中型免許という区分が新設され、受験資格が18歳、運転できる車両は総重量3.5t以上7.5t未満、最大積載量2トン以上4.5t未満となった。

現在の消防車両は装備もしっかりとし、大きさ的にも俗に言う4tクラスの車両が多いが、現在の免許制度では準中型免許が必要となる。平成19年6月以降に普通免許を取得し、入団頂いている若手団員は、現状の普通免許所持者なら今後誰ひとり消防車両を運転できなくなる可能性がある。現在33歳より若い団員の普通免許では通常4t車は運転できません。

消防団員になって頂いて、自費でさらに準中型免許を取らないと消防車に乗れないのはあまりにも酷である。消防車を運転する団員で、準中型以上の免許取得が必要な方への補助制度がないかを問う。

【答弁】免許取得補助について、消防団員の準中型自動車運転免許の取得に関して、現在免許制度の改正に伴う影響はまだ少ないものの、将来的に消防車両を運転出来る消防団員の確保については課題になると考えている。免許取得の補助制度としては、本年5月より消防団員に対して準中型免許取得にかかる補助金交付要綱を定め、経費の2分の1を上限として補助する制度をスタートした。今後も引き続き消防団員が活動しやすい環境づくりに努める。

一般質問

水嶋 一明



安心・安全なまちづくりについて

今般、災害対策基本法が見直され、警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」とされていたものが「高齢者等避難」に、警戒レベル4の「避難勧告または避難指示」とされていたものが「避難指示」に、警戒レベル5「災害発生情報」が「緊急安全確保」に改められた。

このような表現に改定されたことから、どの段階で避難すればいいのかなどを市民に十分に周知することが大切であると考える。

特に、障害のある方や高齢者の方への避難誘導等においては、地域を守っていただいている自治会長や民生児童委員の手助けが必要になると思う。

一般質問

眞下 隆史



コロナ禍における海のレジャー対応について

【質問】昨年同様に市内全域で海水浴場が閉鎖対応となり、各海水浴場の判断をどのように考え、夏の長期休暇時にどのような対応をされるのか。

【答弁】管理者の皆様が、感染拡大防止の観点や民宿など地元事業者への影響も踏まえ開設を見送る判断をされ、市としてもこの判断を尊重するとともに、地元と協力し閉鎖状況の周知などに一層努めるほか、案内看板設置などの注意喚起と、地元や関係機関との連携を密にしながら合同パトロールの実施など、有効な啓発の方法について協議を進める。

【質問】海に面した地域ではレジャー客とのトラブル増加に対する恐怖と不安を感じている。環境維持は地元住民と自治体の努力と活躍があり維持されており、地元住民の意見を尊重しながらレジャー客にも気持ちよく遊んでもらう働きかけとルールの明確化ができるか。

【答弁】マナーを守って地元の皆さんと協調していただくことが肝要と考える。新たなルール作りについて、具体的な必要性や実効性を今後検討する。

【質問】各海水浴場は2年連続の閉鎖という苦渋の判断をされた。先の見通しがつかない現状に民宿事業等のモチベーションは低下し、閉業への選択に向け突き進んでいくため、「海の京都」を代表する民宿等に今後の希望を感じ得る支援ができるか。

【答弁】感染収束状況を注視しながら企業研修や教育旅行など、民宿等への宿泊を伴う新たな交流を創出し、観光事業の支援を考える。

2. 医療的ケア児支援法について

医療的ケア児支援法は、6月11日今、国会において成立した。

子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず、適切な支援を受けられることを基本理念に国や自治体に支援の責務があると明記し必要な対応を求めている。医療や福祉、教育、労働関係機関とも連携しながら特性に応じた切れ目のない支援につなげていくとされている。

【質問】保育園・学校に配置する看護師の雇用と育成について問う

どのような雇用体系の想定か、また看護師の育成はどのように行うのか。今まで、市民病院での採用と育成をして提案してきたが、今回は、加えて教育委員会との連携においての雇用と育成を問う。

【答弁】医療的ケアを行う看護師は、保育所や学校における雇用のほか、潜在看護師の登録制や医療的ケアが行える事業所等への委託など、複数の看護師を確保し必要に応じて派遣する方法を考えられる。

学校という病院とは異なる環境で医療的ケアを行える高い専門性を有する看護師等、人材の確保も含めた支援体制について関係部局や医療機関と連携し協議していく。

一般質問

野瀬 貴則



夜間窓口減少なら斎場の借予約導入を

【質問】西支所の窓口業務は平日午前8時半から午後5時までであり、夜間や土日は市税の支払い、出産や死亡などの戸籍届の一部業務に限り、宿直にて受付を行っていた。しかし4月より午後10時以降の夜間窓口が閉鎖となり、今後は市役所の宿直窓口のみでの対応となつた。

市民からはサービスの低下を危惧する声が出ており、利用者数や費用対効果等の多くの要因があったと推察するが、閉鎖となつた経緯について問う。

また今後夜間に死亡等の届出を行うには、市役所まで行く必要があり、加佐や西舞鶴の市民が夜間に赴くことは距離が遠く、悪天候の心配もあり危険である。そもそも市民が夜間に届出を行うのは、死亡届を行わないと斎場（火葬場）の予約ができず、葬儀の日程が決まらないことが理由ではないかと考える。市民サービス向上のためにも、斎場の予約を来庁に限らず、電話等での仮予約が行えるよう改善を求む。

【答弁】令和2年度の西支所における午後10時以降の窓口受付件数は年間41件であり、その8割以上が死亡届であった。宿直業務の委託費用については、閉鎖前との差額は約200万円であり、効果的効率的な事務作業の見直しを行い、宿直業務を終了することとした。現在斎場の予約は死亡届提出の際、窓口でのみ行っているが、夜間に来庁される方の安全性の確保や負担軽減を図るために、本庁窓口へお越しいただくことなく電話での仮予約が行えるよう、7月からの実施に向け準備する。

一般質問

【質問】自治会長や民生児童委員の皆さんへの避難情報等の改定周知はどのように考えているか。

【答弁】地域住民が素早く、安全に避難するためには、日頃から、要支援者の情報を把握いただいている自治会長や民生児童委員、自主防災組織等の協力が不可欠であり、引き続き、市、地域が一体となって安心安全なまちづくりを推し進めていく。

【質問】大雨や台風等の災害時に出動し、地域を守っていただいている消防団員が、安全に活動してもらうには、避難情報の変更点等についての周知等が大切である。その対応はどのように考えられるか。

【答弁】「高齢者等避難」や「避難指示」となった場合には、地域に精通している消防団の広報活動や避難誘導が、住民の安全を確保するうえで非常に重要な活動であり、消防団員の安全管理を図り、市民の安全確保に努める。

一般質問

上野 修身



地域防災力の向上について

【質問】5月13日、総務消防委員会で、愛媛県松山市と「地域防災力向上について」と題しオンライン視察を行った。

松山市では、平成7年の阪神淡路大震災の教訓、「自助」「共助」の重要性から、市内全域を目標に自主防災組織結成の促進を始めた。平成24年8月に、自主防災組織結成率100%を達成、753の自主防災組織が結成されている。

毎年のように自然災害に見舞われる近年、災害から家族・地域を守るには、互いが協力して防災活動に取組む「自主防災組織」の活動が大きな役割を果たすものと考える。

本市における自主防災組織の現状と課題について伺う。

また、自主防災組織の活動を充実させるには、地域コミュニティの高揚を図ることが重要であり、市においても関係部局が連携して取組むべきと考えるが、市としての見解を伺う。

【答弁】市では、令和3年5月末現在、165の自主防災組織が結成され組織率は73%となっている。市としては、令和4年度末に、90%を目標に設立に向けた支援をしているが、地域の過疎化やリーダー人材の不足などにより設立が進まない状況である。

6月 定例会 最終日

追加議案討論 | 田畠 篤子

【第60号議案 令和3年度一般会計補正予算(第5号)】について、賛成の立場で討論する



今回の補正予算提案では、歳入歳出共に8,460万円であり、そのほとんどが国庫補助金である。

コロナ禍の長期化により、既に支援期間が終了した生活困窮者自立相談支援事業費の再支給540万円や、総合支援資金貸付終了後であり再支給を受けられない世帯への、自立支援金支給事業費の2,660万円がある。

何とか経済の低迷に粘り抜いて頂きたいとの思いで、中小企業雇用調整助成金、事業継続月次支援金給付、また実際に現場を回り状況把握をされた結果での、事業者感染防止対策促進事業費など、市独自の支援も含めた提案である。また、2回目の海水浴場の閉鎖は、旅館業や飲食店など、海水浴場開設者に大きな痛手となっている。新型ウイルス感染症対策海水浴場事業者支援事業費500万円は、なんとか来年こそは開設できるようにと事業継続を願った市独自の支援である。

次に、このコロナ禍の終息を願うコロナワクチン接種事業において、厚生労働省は、先日コロナワクチン業務に従事した潜在看護師への手当の給付を決めた。条件は、①雇用が5月21日以降、②看護協会ナースセンター登録、③看護協会主催のワクチン研修を受講の3点であった。しかし、舞鶴市において、その業務に携わる看護師には、全て該当しなかった。そこで、本市は新型コロナワクチン接種看護師支援事業費として、その額と同等の手当を給付するとしている。他の自治体にはない舞鶴市独自の事業である。現在ワクチン業務に携わってくださっている看護師に、感謝のお気持ちと受け止める。

次に、学習環境整備支援事業費の800万円は、GIGAスクール構想の整備で、児童を誰一人取り残さないためにも、学習環境を整備することは重要である。

どれも現地、現場主義の市政運営といえる、血の通った救済支援事業の提案であり第60号議案に賛成する。

討論 | 真下 隆史

多々見市長のコロナワクチン接種にかける思いを評価



本定例会に提案された全議案に賛成同意及び承認する。

「第45号議案令和3年度一般会計補正予算第4号」について、一年以上も続くコロナウイルスとの戦いの中で多々見市長は、感染症の発生及び重症化予防の決め手といえるワクチン接種の円滑な実施を、接種を受けられた方にも全国的にも好評な「舞鶴方式」接種体制を構築され、今回の補正でも夏場を迎接種会場の温度上昇解消に向け、空調設備の追加計上をされ快適さを求められたことを高く評価する。

京都府は通算3度目となる「緊急事態宣言」が発令され、市内経済も長期にわたるコロナの影響を受け営業意欲が低下している中、市独自の支援事業「新型コロナ感染症対策事業継続月次支援金給付事業費」が計上され、国・府で対象とならない事業者に対し

支援金を給付するものであり、疲弊感漂う市内小規模事業者の方々が今後も事業継続してほしいと市も願っている思いが事業化されたと理解している。

現在世の中はコロナ禍であり、経済・働き方・社会環境・教育・行政の役割など、知恵を使いながら大きな変革が必要な状況であり、現在お困りの方への救済支援事業と今後未来を見据えた積極的な变革事業が提案されたことを評価し賛成する。

「第47号議案舞鶴市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会条例制定」について、赤れんが周辺等まちづくり構想懇話会で長期にわたり協議された中で、課題と認識がある設置管理許可期間の短さ・公募対象公園施設における建ぺい率の課題・占用物件の課題等を解消し得る、公募設置管理制度(通称Park-PFI)を活用するものであり、市が望む民間活力を最大限に生かしたパーク運営が期待され賛成する。

コロナワクチン 接種情報



新型コロナウイルスワクチン接種は、「舞鶴方式」での安全で安心な体制のもとで実施されています。

65歳以上のワクチン接種が予定通り進んでいます。どこの会場でも医師・看護師・スタッフ一同頑張っています。



【東体育館】AM-医療センター・共済病院／PM 医師会

【文化体育館】AM-市民病院／PM-日赤病院・医師会

【大浦会館】土-市民病院

【加佐診療所】PM-市民病院



◎65歳以上の接種希望者:21,345名 全員接種完了(7月31日現在)

◎64歳~12歳のスムーズな実施に向けて戦略をたてています。

- ◆対象市民42,000人への効果的な体制作り①集団接種の継続 ②打ち手の増加 ③実施時間・場所の工夫
- ◆公募雇用した看護師へのアンケート調査による事業継続と業務拡大への確認
- ◆エッセンシャルワーカー・職域接種・職場集団接種など早期接種への対応

少しでも早期に市民全員のワクチン接種が完了出来ますよう今後とも関係各位皆様のご協力をお願いいたします。

新政クラブ議員団 メンバー

